

神河町

法定外公共物整備事業

補助金利用のしおり



神河町

地籍課

令和 8 年 4 月 1 日施行

目次

【事業の目的】	P 1
【事業の内容】	P 1 ～ 3
【事業補助金フロー】	P 4 ～ 5
【写真の撮り方】	P 6
【様式集】	
様式第 1 号 補助金交付申請書（要綱第 7 条）	P 7 ～ 8
様式第 2 号 収支予算書（要綱第 7 条）	P 9
様式第 3 号 補助金交付決定通知書（要綱第 8 条）	P 1 0
様式第 4 号 計画変更承認申請書（要綱第 9 条）	P 1 1
様式第 5 号 計画変更承認通知書（要綱第 9 条）	P 1 2
様式第 6 号 事業着手・完了届（要綱第 10 条）	P 1 3
様式第 7 号 補助金実績報告書（要綱第 13 条）	P 1 4
様式第 8 号 収支決算書（要綱第 13 条）	P 1 5
様式第 9 号 補助金交付確定通知書（要綱第 14 条）	P 1 6
様式第 10 号 補助金請求書（要綱第 14 条）	P 1 7

【事業の目的】

法定外公共物とは、町道や河川と違い、規模の小さい里道や水路などの公共物のことを言い、昔から、地域で維持管理していただいております。ただ、現在ある里道や水路は、その多くが老朽化しており、利用者や地域の方の人命や財産に危害がおよぶことが考えられます。そこで、今回、『危険性』、『緊急性』の高い法定外公共物を補修する補助制度を創設し、地域の生活環境の安全を図ります。

(注意) 通常の維持管理が適切にされていることが補助対象の前提となります。

【事業内容】

(1) 補助対象事業（要綱第4条）

当事業として次に掲げる事業に補助をする。

- (1) 法定外公共物である道路又は水路(安全施設を含む。)の瑕疵により、利用者に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に補修等する必要があるとき。
- (2) 法定外公共物である道路又は水路(安全施設を含む。)の崩落等により、個人の人命財産に危害を及ぼすおそれがあり、緊急に補修等する必要があるとき。

[適用除外（要綱第5条）]

- (1) 2戸以上の受益者がいないとき。
- (2) 居住の用に供しない建物に通じるための道路のとき。
- (3) 事業費が10万円に満たないとき。
- (4) 他の制度により、補助金等の交付を受けることができるとき。
- (5) 当該法定外公共物の隣接地の所有権その他権利を有する者から当該事業について同意を得られないとき。

(2) 補助金額等（要綱第6条）

町は予算の範囲内において、法定外公共物整備事業に要する経費の内、当事業に直接必要な工事に対して一部を補助するものとし、補助率は1／2以内、補助金の限度額は1事業100万円とする。原則、同一年度内1回。

(3) 補助金交付の申請（要綱第7条）

補助金の交付を受けようとする者は補助金交付申請書（様式第1号）にそれぞれ次に掲げる書類を添えて地籍課にご提出ください。（要綱第7条）

- (1) 実施設計書（見積書）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 施工図
- (4) 事業位置図
- (5) 工事着手前の写真
- (6) 事業施行について意見書、許可書を必要とするものについては、その書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

（４）補助金交付の決定（要綱第 8 条）

町長は、交付申請書を受理したときは、書類等を審査し、補助金の交付の決定を行い、その旨を区長様に通知いたします。

（５）事業内容の変更（要綱第 9 条）

補助事業者の都合で申請内容を変更する場合は、事業計画変更承認申請書(様式第 4 号)の提出が必要となりますので、地籍課にご相談ください。

（６）事業着手・完了届（要綱第 10 条）

町から補助金交付の通知を受けた場合は、当該通知に係る工事着手前に、事業着手届（様式第 6 号）を、工事完了後に、事業完了届（様式第 6 号）を地籍課にご提出ください。

（７）事業遂行の指示・是正措置（要綱第 9 条・11 条・12 条）

町長は、補助事業者が補助金交付決定の内容に従って遂行していないと認めたときは、当該補助事業者に対し、当該決定の内容に従って事業を遂行すべきことを指示することがあります。

（８）実績報告（要綱第 13 条）

事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第 7 号)に収支報告書(様式第 8 号)、工事完了等の写真、振込依頼書(写し)を添えてご提出ください。

（９）補助金の交付時期

補助金は、事業の完了後検査を行い、その事業費を査定した後交付いたします。

(1 0) 補助金の請求

町の検査が終了後、補助金請求書（様式第 1 0 号）に領収書の写しを添えて、地籍課にご提出ください。

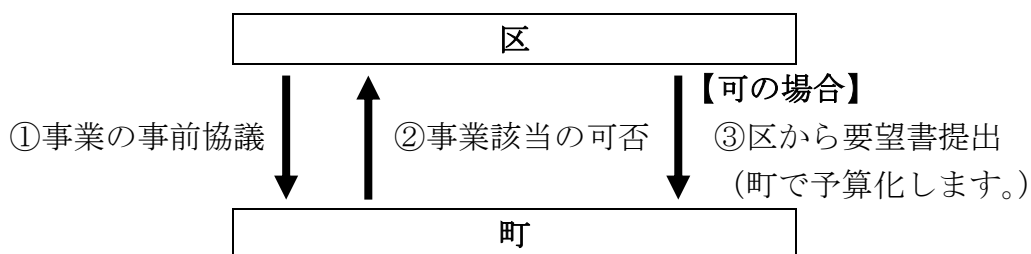
(1 1) 補助金の打切又は返還

補助金の交付通知を受けた場合、既に補助金の交付を受けている場合でも次の一に該当すると認めたときは、補助金を交付していない場合は補助金の打ち切りをしますし、補助金を交付している場合は、期限を附して補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 第12条の規定による指示に従わなかったとき。
- (2) 天災地変その他補助金交付決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (3) 補助金を当該補助の目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (5) 整備事業の完了後査定した事業費の額が補助金の交付の決定に係る事業費の額に比して減少したとき。
- (6) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

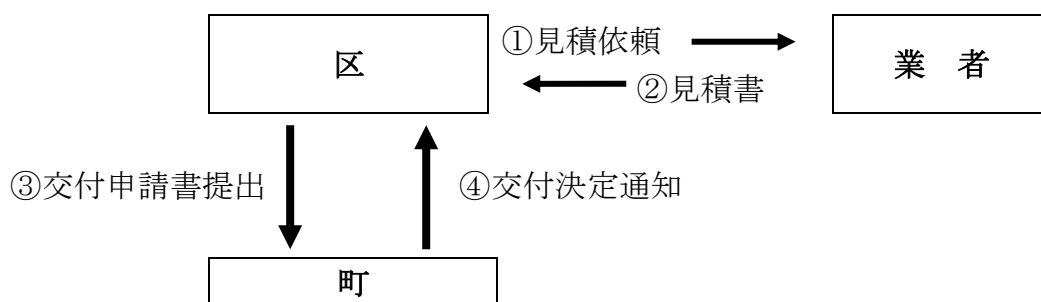
【法定外公共物整備事業補助金フロー】

(1) 準備・協議（毎年10月頃）



※協議に使用する見積書等は申請書に添付するものに近い内容としてください。

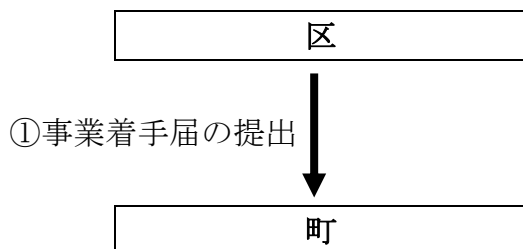
(2) 補助金の交付申請事務（翌年4月以降）



※申請書には工事の内容がわかる下記の資料を付けて提出してください。

【①実施設計書(見積書) ②収支予算書 ③施工図 ④事業位置図 ⑤工事着手前の写真 ⑥事業実施にかかる意見書、許可書 等】

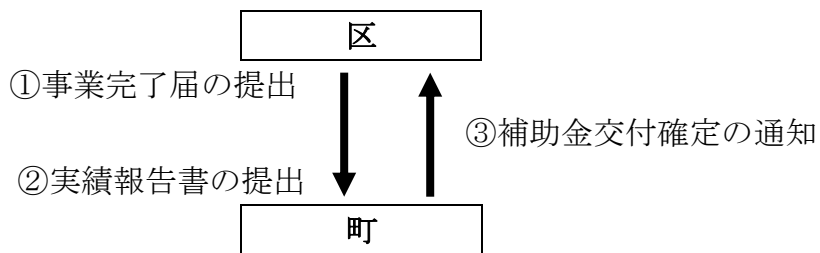
(3) 事業着手届（工事着手前）



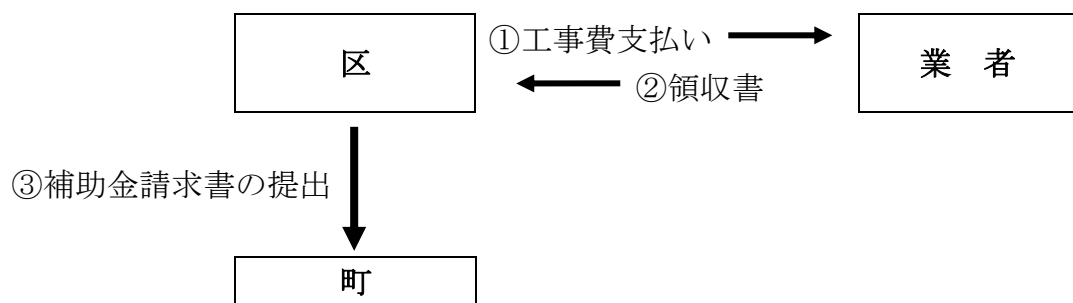
※事業着手については上下水道・電柱・電話・土地所有者等、関連機関との調整をお願いします。

※工事内容が埋設して見えなくなる部分については写真撮影をし、工事の量が変わるようにして業者から提出していただくようお願いしてください。

(4) 事業完了届（工事完了後）



(5) 補助金の請求（業者に工事費支払い後）



※ 町に対する補助金請求書には必ず業者に支払った領収書のコピーを提出してください。

※ 請求書には補助金の振込み口座を必ず記入してください。

【写真の撮り方】

着工前の写真（交付申請時）

- ※ 工事着工前に工事区間の全体の状況が判断できる写真を撮影してください。
- ※ 撮影時期は、丁張り設置後で工事着工直前の写真をお願いします。
- ※ 着工前、施工中、完成写真のそれぞれが関連づけのあるものにするため、写真の下に撮影場所を記録しておいてください。

施工中の写真（実績報告時）

工事実施中の写真 この写真が出来高写真として使われるので施工方法・施工時期・出来高・工程の進捗状況等の記録となりますので、工夫して撮影してください。

検収写真 工事に使用されている材料のうち使用後において寸法・数量が確認できないものについては、現場に搬入された場合、請負者が使用前に撮影を行い、形状・寸法・数量が後日確認できるようにしておいてください。
主なものとしては、①路盤材料 ②基礎碎石 ③目地板 ④杭及び矢板類 ⑤積石 ⑥玉石等沈石 ⑦地下排水 ⑧管用敷き砂利、フィルター砂等。

品質確認写真 施工管理の一環として品質管理の実施状況を撮影する。

出来形確認写真 施工後に明視あるいは測定が不可能な所（床掘及び工事完成後地中、水中となる部分）については出来形確認の唯一の資料となるので取り落とし、不良撮影の無いよう注意をお願いします。

工事完成写真（実績報告時） 全景完成写真と部分完成写真を撮影。

全景完成写真 着工前の写真に準じてください。

部分完成写真 主要工種ごと又は、主要構造物ごとに撮影してください。

様式第1号（第7条関係）

神河町長 様	年 月 日
自治会名 代表者名 印	
法定外公共物整備事業補助金交付申請書	
神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。	
1 補助申請額	円
2 事業名	
3 事業の目的	

4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着 手 日 年 月 日 完 了 日 年 月 日
6 事業の効果	
7 添 付 書 類	(1) 実施設計書(見積書) (2) 収支予算書(様式第2号) (3) 施工図 (4) 事業位置図 (5) 工事着手前の写真 (6) 事業実施について意見書、許可書を必要とするもの について、その書類 (7) その他町長が必要と認める書類
8 備 考	

様式第2号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

様式第3号（第8条関係）

		第	号
		年	月 日
様			
		神河町長	印
法定外公共物整備事業補助金交付決定通知書			
年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。			
1 交付年度	年 度		
2 事業名			
3 補助金の 交付決定額	円		
4 交付条件	(1) この補助金は、神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 事業に着手した場合において、町長の指示があったときは、直ちに事業着手届を提出してください。 (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに町長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（町長が認める軽微な変更の場合を除く。）。 イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (4) 事業が完了したときは、速やかに事業完了届を提出してください。 (5) 町長が必要であると認めるときは、書類等の検査又は補助事業の執行状況について実地検査を実施します。 (6) 町監査委員から要求があったときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (7) 神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。		

様式第 4 号(第 9 条関係)

法定外公共物整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

神河町長 様

自治会名
代表者名

印

神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、事業計画変更の承認を申請します。

記

1 変更の内容

(1) 事業主体

(2) 事業種目(工種)

(3) 施工区域

(4) 事業量及び事業費の増減

(5) その他

2 変更の理由

注) 交付申請書の添付書類の中で、変更該当するものについては、変更後の書類を提出するものとする。

法定外公共物整備事業計画変更承認通知書

年 月 日

様

神河町長

印

年 月 日付で事業計画変更承認申請のあった事業については、下記の条件を付して承認することに決定したので通知します。

記

- 1 年 月 日付で事業計画変更承認申請のあった事業とし、その内容は、事業計画変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費および補助金の額は次のとおりとする。

	(		)
補助金に要する経費			円
	(		)
補助対象経費			円
	(		)
補助金の額			円
- 3 この事業は 年 月 日までに完了しなければならない。

注) () 交付申請時の額

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

神河町長 様

自治会名

代表者氏名 印

事業（着手）届
（完了）

次のとおり事業（着手）したので、神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第10条の規定によりお届けします。

1 事業名	
2 交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 第 号
3 補助事業等の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 （着手）年月日 （完了）	年 月 日
5 備考	

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

神河町長 様

自治会名

代表者名 印

法定外公共物整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金の額	円
2 事業名	
3 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添付書類	(1) 収支決算書(様式第8号) (2) 完了写真 (3) 振込依頼書(写し)
5 備考	

様式第8号（第13条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第9号（第14条関係）

	第 号 年 月 日
様	
神河町長	印
法定外公共物整備事業補助金交付確定通知書	
年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり確定したので、神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。	
1 交 付 年 度	年 度
2 事 業 名	
3 補助金等の 交付確定額	円
4 交 付 条 件	(1) この補助金は、神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 町長が必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は事業の執行状況について実地検査をします。 (3) 神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

神河町長 様

自治会名

代表者名 印

法定外公共物整備事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり神河町法定外公共物整備事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により請求します。

- 1 事業名
- 2 請求額
- 3 振込先

円

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名 義 人	()

